

須坂市農業委員会 平成 31 年 4 月総会 議事録

1 招集 平成 31 年 4 月 26 日(金) 午後 3 時 00 分

2 開会 平成 31 年 4 月 26 日(金) 午後 3 時 00 分

3 閉会 平成 31 年 4 月 26 日(金) 午後 4 時 59 分

4 場所 須坂市防災活動センター

5 出席した農業委員 (14 人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	谷口みづ子	推進委員	16 番	小林郁雄
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	7 番	斎藤 稔	〃	18 番	小林英次
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	8 番	山岸和人	〃	19 番	神林秀明
〃	2 番	茂木 都	〃	9 番	中村嘉博	〃	20 番	豊田耕一
〃	3 番	中澤秀樹	〃	10 番	宮尾哲雄	〃	21 番	依田浩明
〃	4 番	小林 昇	〃	11 番	春原 博	〃		
〃	5 番	長野 衛	〃	12 番	平野 正			

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 17 番 市川和志

7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利移動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 4 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、農業委員総数 14 人中、全員の出席をいただいておりますので本日の会議の成立をご報告いたします。

また、市川和志推進委員から欠席の連絡がありましたので申し添えます。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 本日は農作業等で大変お忙しいなか、4 月総会にご参集いただきましてありがとうございます。いよいよ新年度も始まりましたが、本日の総会は、平成最後の総会となりますが、議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、4月総会に入らせていただきます。

4月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、4番 小林 昇委員、5番 長野衛委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数8件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3 番

No.8 ですが、持分 704 分の 2 というのは土地の所在は別紙のとおりではなく、議案は見たときにわかるように記載すべきだと思うのが 1 点、それと別紙のところで現況山林等とか他雑地となっていますよね。これは今後どういうふうにされる予定なんですか。それをお聞きます。

事務局

持分の記載については、今後ご指摘のように記載します。共有地の現況地目ですが、共有地のなかでも今後どうしていくか役員さんで考えています。山林等になっているところは共有地の内部で話し合っ、農地に戻していくかそのままにしておくか考えていくことだと思います。

3 番

所有者は共有地ではなくて、個人の持ち物になっているので、譲受人が 2 万円で買うんですよ。そして今後どうしていくかが重要なんですよ。農業委員会として今後どういう指導をしていくつもりなんですか。

事務局

11 番

農地法の 3 条申請ですので、農地として使用するよう指導していきたいと思います。

私自身、判断に迷っているんですが、〇〇を視察させていただきました。3月の農業委員会総会の時には、先に出されている案件が計画通り遂行されているかどうか確認できないかぎりには審議保留ということになりました。今見てきて、あれで農地なのか。あれを認めていいのかなあと悩んでいるんですが他の委員さんで意見があればお聞かせいただきたい。

3 番

法律上からいけばやむを得ないと思いますが、後の管理を農業用施設用地ということ、前回申請されたわけ。太陽光発電をやるとなれば農地転用ですから、あくまでも椎茸栽培をやって、その上で太陽光発電を行うことです。農業委員会として、農業用施設用地ということ、管理をきちんとされていくのかどうか。台帳とか作って管理ができるのかどうか懸念されるところです。

13 番

No.6 と No.7 ですが、上の部分は見えましたが、下の部分は見れなかったんですよ。上のところは何を作る予定なんですか。

事務局

12 番

営農計画では、さつまいもを栽培するとなっています。

私も先ほど見させていただいたんですが、もう少しよく考えて許可したほうがいいのではないかなと思います。それともう 1 点、下の部分が牛舎で、農業用施設で宅地で許可をとってあるのか、その点がはっきりしない。農業用施設用地で転用してやめた場合は、農地に戻すのか。

事務局

12 番からのご質問ですが、農業用施設をやめてしまった場合どうするんだということですが、転用されていたということであれば農業委員会の審議対象からは外れてしまいます。今回の場所は、農振の用途区分変更をしているところで、農振での管理、違法性がないかどうかを管理していくものと思っています。

安易に許可しない方がいいということですが、私も現地を見させていただいたり担当の方の話を聞いたなかで今回議案として審議に付しているということもあるので、前回審議保留したなかで今回は、良いのではないかとということで議案提出させていただき

ました。

4 番 地元ということで見ましたが、今日の購入する土地については、何の経験もないのに買ってということで、何を作るのかといったときにさつまいもか、じゃがいもか、野沢菜と言っていました。

3 番 No.7 の現場を見させていただいたんですが、削って土を取ってしまって石っころしかないという状況で、さつまいもを植えるというんですが、農地のようなになったら農地法の審査をしてもらったらいいいと思うんですが、今の状況では農地とは見なせないと思うんですよ。土を入れてから農地法 3 条の申請をしてもらうべきと提案します。

7 番 コンテナと太陽光発電の方は、形は椎茸栽培をしているようですが、ちょっと不安が残りますね。コンテナ 15 棟の内 4 棟でしか栽培していない。本当に真面目にやってくれるのか。それと今回申請のあった土地ですが、既に土を取ったり準備していますが、許可が出る前にあのようにしていいいのでしょうか。

11 番 開発行為大丈夫ですか。

事務局 前回の申請をする時に、開発の協議はまちづくり課と済んでいます。開発許可については、都市計画区域外ということで、1 万平米までは、許可不要と思いますが、3 千平米を超えていましたので、協議だけは済ませています。今回の申請分を含めてやるべきかは検討してもらわなければいけないかなと思います。

議長 では推進委員さんで何かございますか。

21 番 今、椎茸栽培と太陽光発電をしているところは、現状農地になっているんですか。

事務局 登記地目は畑です。

21 番 上の土地ですが、あれで基に戻すと売り手の人は困ると思うんですが、自分で農地にしてもらうことはできないのですか。

事務局 今の農地につきましては、権利取得前ですので、所有者は譲渡人で譲受人が耕作することはできません。

21 番 では現在の所有者が平らにしたということですか。

11 番 審議がもめていて信憑性がもてないなかで、No.6 と No.7 は採決を別にしていただいて No.7 はもう一度畑に復旧してもらって畑として認められるようになったら審議に応じることとし、それまでは審議保留ということでご提案させていただきます。

7 番 No.6 の No.7 とつながっているところは、トラクターが入る進入路がないんですよ。本当に農地として活用する気がないと想定されます。というのが私の意見です。

16 番 No.6 と No.7 ですが、一番の問題は、農地法 3 条の許可基準ということで、全部効率利用条件にあてはまるかどうか。28 年度に〇〇さんが経営規模拡大ということで申請が出され、その後ずっと荒れていて農業委員会で指導することになって、結局そのままになっています。それで今回労力不足で申請されています。このまま認めてしまうということは難しいのではないかと。〇〇に関しても、もう少し良く調べてから審議したほうがいいと思います。

議長 これより採決を行います。お諮りいたします。先ほど 11 番から議案については、一括ではなく、それぞれ分けて採決してほしいとの発言がありましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。

(一同了承)

議長 農業委員さんの賛同が得られましたので、本議案は一括ではなく、それぞれ分けて採決いたします。

それでは、はじめに議案第 1 号の No.1、No.2、No.3、No.4、No.5、No.8 について採決いたします。議案第 1 号の No.1、No.2、No.3、No.4、No.5、No.8 について許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 1 号の No.1、No.2、No.3、No.4、No.5、No.8 については許可と決定しました。

次に、議案第 1 号の No.6 及び No.7 について採決いたします。

議案第 1 号の No.6 及び No.7 について許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

ます。

(賛成者 0人)

次に、不許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者 0人)

次に、審議保留と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者 13人)

議長

よって、議案第1号のNo.6及びNo.7については、審議保留に決定しました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数4件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3番

No.1とNo.4についてお聞きします。No.1は、令和2年9月30日までで1年4か月と記載されていますが、No.4は許可の日から5か月と記載されています。これはどう記載してもいいんですか。

事務局

特に決まりはないんです。申請書に利用期間を書く欄があるんですが、その申請書に記載されたものを議案に記載しました。今後統一していく必要があるかなと思いますが、今回は申請書のとおりに書いています。

3番

No.1の1年4か月間というのは申請書には記載してないですね。

事務局

書いてありませんがわかりやすいように記載しました。

議長

ほかにないようでしたら推進委員さんで質疑意見がありましたらお願いします。

ないようでありますので、採決をいたします。

議案第2号の4件について意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第2号の4件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数41件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.10までの10件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

19番

No.8ですが、今回、利用権設定する土地はインター周辺の開発を進めている近くでして、荒れていて気をもんでいたんですが、〇〇さんに耕作していただけるということですのでよろしくお願いいたします。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第3号のNo.1からNo.10までの10件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.1からNo.10までの10件については、決定とすることに決しました。

次に、議案第3号のNo.11からNo.21までの11件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。

7 番 No.12 ですが、食用ホオズキというほとんど流通していないものを栽培するようになって
いますが、ほかにどんなものを栽培するのか教えていただきたい。

事務局 営農計画書では、現行の農地は休耕地になっていまして、そこで食用ホオズキを栽培
するとなっております。そのほか参考として、この土地以外で仲間の方が食用ホオズキ 80
アール栽培されています。出荷に関しましては、東京方面に出荷されていると聞いてい
ます。

議長 もともと、東京で食用ホオズキに関わっている方と一緒に栽培するということで申請
されています。お聞きしたかぎりでは、食用ホオズキ 80 アール、エディブルフラワー
をハウス栽培で 10 ヘクタールやられているとのこと。私どもとして、食用ホオズ
キの申請を受けるのは初めてですので、賃貸で様子を見させてほしいということで、今
回の申請になったというものでございます。

議長 ほかにないようでしたら推進委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 3 号のNo.11 からNo.21 までの 11 件について、決定とするに賛成の農業委員さん
は挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 3 号のNo.11 からNo.21 までの 11 件については、決定とすることに決し
ました。

議長 次に、議案第 3 号のNo.22 からNo.35 までの 14 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 3 号のNo.22 からNo.35 までの 14 件について、決定とするに賛成の農業委員さん
は挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 3 号のNo.22 からNo.35 までの 14 件については、決定とすることに決し
ました。

議長 次に、議案第 3 号のNo.36 からNo.41 までの 6 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3 番 No.37 の関係ですが、この土地は荒廃農地になっているんですが、私が公社を通じて
あっせんし、議案として提出したものです。よろしく願いいたします。

13 番 No.40 とNo.41 ですが、No.40 の土地と交換をするというんですが、No.41 の土地がNo.40
の土地の上にあります、一団の土地がNo.40 の方のものになり、No.41 の土地の下に自分
でお借りになった土地があってそこでプルーンを栽培するというものですのでよろしく
お願いいたします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。

議長

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第3号のNo.36 からNo.41 までの6件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.36 からNo.41 までの6件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」報告件数2件について、事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、4月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

平成31年 月 日

議 長

署名委員

署名委員